

1 議案名

徳島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

2 提案理由

公益信託に関する法律が制定されたことに伴い、徳島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する必要がある。

# 徳島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の 廃止について

教育政策課

## 1 規則の概要

徳島県教育委員会の所管に属する公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託の引受けの許可及び監督に関し必要な事項を定めている。

## 2 規則廃止の理由

公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）により公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）の全部が改正され、主務官庁制を廃して公益法人と共通の行政庁が公益信託の認可・監督を行う制度に改めるとともに、公益信託の認可基準及びガバナンス等を法定することで、国民からの信頼を確保しつつ、使いやすい制度へと見直しが行なわれた。

これにより、主務官庁である徳島県教育委員会による許可・監督制が廃止されることから、当該規則を廃止する必要がある。

## 3 施行期日

令和8年4月1日

（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行日と同日）

条例等立案表

<p>題名 徳島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則</p>	<p>課(室)名 教育政策課</p> <p>担当者名 岡本 ふゆみ</p> <p>電話番号 三一五九</p>
<p>提案(制定)理由 公益信託に関する法律が制定されたことに伴い、徳島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する必要がある。</p>	<p>あらまし 一 徳島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(以下「監督規則」という。)は、廃止することとした。 二 監督規則の廃止に伴い、徳島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則は、廃止することとした。 三 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。</p>
<p>関係法規 公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)</p>	<p>予算上の措置</p> <p>法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> 要・否</p> <p>パブリックコメント 実施・<input checked="" type="checkbox"/> 省略・対象外</p>

## 徳島県教育委員会規則第 号

徳島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和八年 月 日

徳島県教育委員会教育長 中 川 齊 史

徳島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

徳島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成六年徳島県教育委員会規則第九号）は、廃止する。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（徳島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則の廃止）

2 徳島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則（平成十八年徳島県教育委員会規則第十三号）は、廃止する。

（徳島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則の廃止に伴う経過措置）

3 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第二条第二項に規定する旧法公益信託及び同法附則第四条第一項に規定する旧信託法公益信託で徳島県教育委員会の所管に属するものにおける書面に係る電磁的記録の保存については、これらの公益信託が同項に規定する移行認可を受けて同法の規定による公益信託となるまでの間は、なお従前の例による。